

**FUJIEDA ROTARY CLUB**

## 藤枝ロータリークラブ会報

例 会：毎週水曜日 小杉苑  
藤枝市青木2-35-30 TEL：054-641-3321  
事務局：藤枝市青木1-11-10 TEL：054-647-2300  
E-mail：club1972@fujieda-rotary.org FAX：054-647-2040

会長：鈴木 舜光 副会長：大塚 昭子 幹事：島村 武慶 副幹事：大塚 高弘

**第2183回** トソング…君が代・奉仕の理想 トソングリーダー…鈴木 透君



**ROTARY  
SERVING  
HUMANITY**

2016-2017年度 R1テーマ  
**人類に奉仕するロータリー**

### ■ 会長報告

鈴木 舜光君

4月22日に行われました 創立45周年記念例会には 皆様のご協力で 素晴らしい大会を行うことが出来ました 特に



実行委員長の 大塚博巳くんを中心にして 委員の皆さんの 準備から当日までの連携の良さにはビックリしました さすが 伝統ある藤枝ロータリークラブの会員だと改めて 敬意を表します

「ハイスクール！フェス」のリハーサルの時には 少し心配をしましたが 時間通りにピタリと終わることが出来 高校の先生も 順位を決める演奏会ではないので 生徒たちも伸び伸びとやれて良かった・・・という声を聞きました また それぞれの高校がそれぞれ違ったジャンルの 違ったスタイルで それぞれの学校の特徴を生かして演奏してくれました 素晴らしい演奏会で 藤枝ロータリークラブ45周年記念例会に 花を添えてくれました

ホテル・オーレでの祝賀会には 大勢のご来賓の皆様にも出席していただき 多いに盛り上がり 感動いたしました アトラクションの琉神の演奏も 出来れば お酒が入る前に 聞きたかったです とても素晴らしい演奏でした この45周年記念例会を契機に これからももっともっと 藤枝ロータリークラブが発展していけば良いな・・・と願っております お礼の言葉にもなりません 記念大会のお礼の言葉とさせていただきます ありがとうございます

### ■ 出席報告

土屋 富士子君

本日のホームクラブ出席者	前回の補正出席者
35/43 81.40%	27/43 62.79%

(1)欠席者(事前連絡とメイクアップをどうぞ)

○大石君 ○大杉君 ○櫻井君 ○鈴木邦君  
○玉木君 ○仲田晃君 江崎晴君 落合君

(2)メイクアップ者

松葉 義之君(冠講座) 鈴木 透君(冠講座)  
大石 英典君(冠講座) 鈴木 舜光君(冠講座)  
村松 繁君(冠講座) 鈴木 邦昭君(焼津南)

### ■ ビジター

国際ロータリー第2620地区 静岡第5分区

朝比奈ガバナー補佐

次年度地区インターアクト小委員長

増田 孝枝君(焼津南)

### ■ スマイルBOX

土屋 富士子君

- ・4月23日社長交代しました。これからも変わりにくく仕事さしてくれるそうです。松葉 隆夫君
- ・藤枝RC創立45周年「記念行事・式典」無事に終了しました。会員の皆様には、ご支援ご協力ありがとうございました。 大塚 博巳君
- ・本日はお招きいただきありがとうございます。 増田 孝枝君(焼津南RC)
- ・会員バースデーありがとうございます。まだ若いつもりですが、気が付けば66歳になります。 まだまだ頑張ります。 大塚 博巳君

- 還暦をすぎ1才ずつ年を感じる日々です。  
1年1年大切に過ごしていきたいと思います。  
これからもロータリー頑張りますのでよろしく  
お願いします。 青島 鉄男君
- 妻の誕生日5月11日で満81才になりますが、  
病弱で介護施設にお世話になり残念です。  
1日でも長生きしてもらう様、一生懸命看病  
している今日この頃、今日は御祝いありがと  
うございます。 杉山 静一君
- 妻の誕生日祝いありがとうございます。満70才…年  
になりました。 松葉 隆夫君
- 結婚記念のお祝いのお花ありがとうございました。  
45周年記念式典にご協力ありがとうございました。  
お蔭様で素晴らしい式典  
になりました。 鈴木 舜光君
- ステキなプレゼントありがとうございました。  
結婚51年目になりました。 大長 昭子君
- 早速、結婚記念日にお花を頂きました。妻が  
大変喜んでいた事が大変うれしかったです。  
島村 武慶君
- 記念日のお祝い、ありがとうございます。丁度  
今日が25回目の記念日になります。これからも  
無理をしない程度に仲良くしていきたいと  
思います。 土屋 秀夫君
- 結婚祝いありがとうございます。相変わらず  
单身フトンですが、お祝いのLINEでも  
しようかと思えます。 荒井 聡君
- 「結婚記念日」のお祝いありがとうございます。  
今日は家内も出席させて頂きました。  
大塚 博巳君
- 57回面雄結婚記念にご招待いただきまして、  
ありがとうございます。よくもちました!!  
柳原 寿男君

スマイル累計額 141,432円

青少年委員会  
増田孝枝君  
(焼津南RC)



**Interact**  
ロータリー-接唱クラブ

**インターアクトに関する  
国際ロータリー理事会の方針声明**

インターアクトは、1962年6月に理事会により承認された国際ロータリーの青少年プログラムである。

留意事項: 理事会は、インターアクトの「方針声明」、「原則インターアクトクラブ定章」、「国際インターアクトクラブ規則」を定期的に見直し、必要に応じて改正する。

1. インターアクトは、国際ロータリーが創設かつ創設したプログラムであり、国際ロータリーの活動の一つである。定章と規則の採定、採定上の必要条件、標準的手続きを決定し、これらを全面的に管理、監督する。国際ロータリーが採定する。国際ロータリーが採定する。
2. インターアクトクラブは、ロータリークラブが提供する、12歳~18歳の青少年団体である。その目的は、専ら社会と生涯学習、および指導力スキルの獲得に献身する世界的な視野の中で相互に高貴な機会を青少年に与えることである。
3. インターアクトクラブは、一つまたは複数のロータリークラブによって構成、指導、サポートされる。ガバナーによる承認後、国際ロータリーの承認と承認を得て設立される。そのほかの方法で設立および維持することはできない。クラブの存続は、接唱ロータリークラブによる承認と国際ロータリーによる継続的な承認にかかっている。
4. 各インターアクトクラブは、その名称の後に「(名称)ロータリークラブ接唱」という文字を付すよう強く奨励されるものとする。
5. 国際ロータリーが採定した枠組みの範囲内で、接唱ロータリークラブは、インターアクトクラブを構成し、指導と助言を与える責任を負う。またインターアクトクラブのすべての活動、方針、プログラムを全面的に管理、監督する。接唱ロータリークラブは、インターアクトクラブの採定の形式を決定し、その形式に対する一切の変更を承認しなければならない。
6. インターアクトクラブが学校関係である場合、接唱ロータリークラブは、当該学校当局が学生団体と校外活動について定めた規則と方針にインターアクトクラブが従うよう指導し、学校当局と全面的に協力してインターアクトクラブの管理と維持を行うものとする。
7. インターアクトクラブのすべての活動、プロジェクト、プログラムは、常に国際ロータリーの方針に沿って実施されるものとする。このため、インターアクトクラブに対するロータリークラブの過激な要求は国際ロータリーによる継続的承認が必要である。
8. クラブのウェブサイトにインターアクトクラブのページは、すべてのインターアクトクラブは、当該地域の慣習に従って設置されるものとする。接唱ロータリークラブは、必要でなし、インターアクトの参加に先立って、インターアクトの承認または法的保護者ら等による同意を得るものとする。
9. ロータリークラブとインターアクトクラブは、次年度の計画と目標を話し合うために、少なくとも年に1回、緊急会議を開くものとする。

インターアクトに関する国際ロータリー理事会の方針声明  
2015年10月

10. 「国際インターアクトクラブ定章」は、国際ロータリーによって採定されたものであり、国際ロータリー理事会のみによって改正できるものとする。クラブの組織と承認の条件として、各インターアクトクラブは、「国際インターアクトクラブ定章」を提供するものとする。国際ロータリー理事会により承認された定章が採定された場合、改正された定章を全面的に採用しなければならない。
11. 各インターアクトクラブは、「国際インターアクトクラブ定章」および国際ロータリーが採定した方針に矛盾しない規則を採定しなければならない。この規則は、接唱ロータリークラブの承認を得なければならない。
12. インターアクトクラブは、クラブが所在する地域の境界内にあるロータリークラブによってのみ見られるものとする。
13. インターアクトクラブは、次の条件の下、二つ以上のロータリークラブが共同で構成、接唱できる:
  - a) ガバナーが承認した結果、共同接唱が地区と各関係ロータリークラブとインターアクトプログラムによって承認されることを、専らで承認すること。
  - b) 承認していないインターアクトクラブの委員の大半が、地元地域内に居住または通学していること。
  - c) 各ロータリークラブの接唱の下で別々のインターアクトクラブを設立することにより、学校または地域社会の単一の学生グループを人海に分類するよう結果を招く可能性があること。
  - d) 各接唱ロータリークラブから法的に代表者が出るような共同インターアクト委員会を設立すること。
14. インターアクトクラブの委員は、入会と同時にインターアクトクラブの定章、規則の規定を受け入れ、これを遵守することに同意する。
15. 委員は18歳になるロータリー年度の6月30日をもって、インターアクト委員としての身分が終了する。
16. インターアクトクラブの委員身分は、接唱ロータリークラブを通じて国際ロータリーからインターアクトクラブに提供されるインターアクト委員証(接唱ロータリークラブ名が記載されたもの)により証明されるものとする。
17. インターアクトクラブプログラムに採用または推薦されるインターアクトの委員とは、国際ロータリーが採定するものであり、正式に採定されたインターアクトクラブおよびその正副委員長を含むインターアクトプログラム指導者のみが採用できるものとする。
18. インターアクトクラブ委員は、インターアクトクラブ委員である間、選定かつ品位ある方法で、インターアクトの名称とロゴを使用、表示する資格を得るものとする。インターアクトクラブを退会した場合、またはインターアクトクラブが解散した場合には、直ちにこの資格を失効するものとする。
19. インターアクトクラブは、次のいずれかの場合に解散する: (a) 定章に従って運営されたい場合、またはそのほかの理由により、接唱ロータリークラブの同意、承認、承認の意向にかかわらず、国際ロータリーにより解散させられる場合、(b) 接唱ロータリークラブにより解散させられる場合、(c) インターアクトクラブ自身の決定により解散する場合。
20. インターアクトクラブの解散により、クラブと委員は、団体としても個人としても、名称とロゴに関する一切の権利と特権を失うものとする。
21. 国際ロータリーの方針として、理事会は、国際ロータリー以外のいかなる個人または団体も、資料またはほかの目的でインターアクトクラブに対して口頭を記載する権利を認めない。
22. ガバナーは、ロータリーとインターアクトとも関係ある地区インターアクト委員会を設立するよう求められている。この委員会は、インターアクトプログラムの見直し、新しいインターアクトクラブの育成、地区内インターアクトプログラムの管理においてガバナーを補佐する。地区インターアクト委員会の委員の任命においては、可能な

インターアクトに関する国際ロータリー理事会の方針声明  
2015年10月

つ適切なであれば、1名または複数の委員を再任することで権限性を保つ規定を設けるべきである。地区インターアクト委員会は、その任務の遂行にあたって、定期的にインターアクトクラブ委員の見直しを要するべきである。

23. クラブレベルを超えたインターアクト組織について
  - a) 二つ以上のインターアクトクラブがある地区は、会員の半数から地区インターアクト代表を推挙できる。選挙の方法は、事前に地区インターアクト委員会がガバナーに承認されるべきである。
  - b) 選挙に際するすべての争いは、地区インターアクト委員長の職務の上、地区の方針に基づいてガバナーが決定で解決しなければならない。RIはこれに介入しない。
  - c) 地区インターアクト代表は、ガバナーと地区インターアクト委員会またはほかの適切な地区委員会の推薦と協力を得、特に地区インターアクトプログラムの拡大、強化について、地区のインターアクトクラブに助言し、奨励するものとする。また、国際理解を促進するプログラムとしてのインターアクトの可能性と効果に対してインターアクトクラブが関心を注ぐよう、奨励を提供するものとする。
24. クラブレベルを超えたインターアクトの委員会
  - a) 地区インターアクト委員会の指導の下、両委員会の委員1名以上が所属した上で、地区インターアクト大会を開催できる。この基金の承認にあたっては、地区インターアクト代表が地区委員と提携し、可能であれば、大衆の同意を得るものとする。
  - b) 地区インターアクト大会の目的は、学校と社会奉仕に際してインターアクトクラブに研修、奨励、善意を伝えること、および、国際理解のためにインターアクトが世界で理解しうる力と知識を長くと育むことである。
  - c) クラブレベル以上のインターアクトクラブ委員のいかなる委員会も、立法の権限を持たないものとする。また、そのような権限を帯びていかなるものに委任する方法で権限、変更してはならない。ただし、地区レベルやその他のレベルのインターアクト外選員にかかわる人に対して、学芸奨励となる意見をそのほかの委員会でも述べることができる。
  - d) 地区のインターアクト委員会または地区インターアクト代表の指導を補助ローラーが担当することはないものとする。このおこな基金の低費は最小限に抑え、参加者が負担できる範囲のものとする。
25. インターアクトプログラムの経費のための資金調達
  - a) 地区のインターアクト活動の資金はすべて、地区内のインターアクトクラブが調達するものとする。
  - b) 国際ローラーは、地区インターアクト代表、地区インターアクト大会、インターアクトクラブの会費、または複数のインターアクトクラブの会費に要する費用を一切負担しない。
  - c) 原則として補助的なインターアクトクラブの会費の提供費用は、応小限に抑えるべきであり、しかもその会費は、有意義なプログラムを盛り込んだ体系的なものではない。
  - d) インターアクトクラブのプログラムを遂行するために必要な資金を調達することは、インターアクトクラブの責任である。
  - e) 奨励ローラークラブは、インターアクトクラブに研修、または協賛の経済的援助以外すべきではない。
  - f) インターアクトクラブは、ローラークラブまたは他のインターアクトクラブに対して経済的援助を広く求めるべきではない。
  - g) インターアクトクラブは、地元地域の人、企業、団体に、同様の代償を提供することなしに経済的援助を求めない。

インターアクトに関する国際ローラー理事会の方針声明  
2015年10月 3

## 5月のお祝い おめでとうございます！



- b) インターアクトクラブの会費または分担金はごく小額とし、クラブ管理費を賄える額にとどめるべきである。インターアクトクラブが実施する活動とプロジェクトの資金は、会費または分担金とは別にクラブが調達すべきである。
  - i) 奨励ローラークラブは、会費金の管理が属国法の法廷と銀行規則を守って透明かつ責任ある方法で行われるよう、インターアクトクラブの財務のガイドラインを作成すべきである。これには、金庫行口座の引当しのある人となっている個人に対する詳細と監督、および、インターアクトクラブが解散または廃止となった場合の基金の戻金引当金を含むべきである。このガイドラインにはさらに、非営利プロジェクトのために限った会費金の管理計画を含めるべきである。
26. 多地区委員のインターアクト委員会
 

可能であれば、2地区以上が加盟する(地区)のインターアクトクラブ委員の会費を調達のことが奨励される。このおこな基金は、関係地のガバナーと地区インターアクト委員会の指導の下に、少なくとも1名の委員が出席した上で、関係地の地区インターアクト代表とインターアクトクラブ会長の協力を得て開かれるものとする。この会費は、ローラー委員に承認されたRI若少年奨励方針に従い、関係地域のガバナーによる事前の承認が必要とされる。多地区委員インターアクト委員会のためにガバナーに提出する推薦書には、以下を添えるものとする。

    - a) 提案する会費の用途、目的、プログラム、参加者に關する情報
    - b) 会費の予算の見直し、会費の用途に付随する上および金融上の義務については、主催者が責任者として一切の責任を負える立場にあり、かつそれを負う意思がある旨の保証を付すること。
    - c) 成人によるインターアクトの監督に関する計画、および適切な連絡手段に關する詳細
    - d) 提案されている会費の計画と実施が、ロータリアンの直接の監督の下に行われることへの保証。

会費を申し出るクラブまたは地区は、多地区委員インターアクト委員会のために、その地域にふさわしい「推薦範囲」と限度額を設けた推薦責任推薦に加入しなければならない。要請があれば、このような推薦に加入したことの証明をRIまたは関係地域のガバナーに提供しなければならない。
  27. インターアクトの旅行保険
 

地元地域の外で実施されるクラブや地区のプログラムまたは活動にインターアクトクラブ委員を参加させるクラブと地区は、インターアクトクラブが自宅から150マイル(241km)以上離れた場所、あるいは暑さ以外に旅行する場合、インターアクトクラブの代表または推薦者がインターアクトの旅行保険を提案するよう義務付けるべきである。この旅行保険は、必要(旅行を断行する場合は)、緊急医療費、身体障害、法的責任に適用される。活動または旅行を主催するクラブまたは地区が定めた賠償額を請求するものとし、保険適用期間は、インターアクトクラブが有責を主張する時点から自覚に及ぶまでとする。
  28. 原則として、インターアクトクラブは、他の団体の趣旨のいかにかわりなく、他の団体に加盟または会費してはならない。

**青少年と接する際の行動規範に関する声明**  
国際ローラーは、ローラーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ローラー、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待からその安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

インターアクトに関する国際ローラー理事会の方針声明  
2015年10月 4

## ★ガバナー補佐クラブ訪問

国際ローラー 2620 地区  
静岡第5分区  
朝比奈ガバナー補佐



## ★冠講座

---

<開講日>

平成 29 年 5 月 9 日(火)

<講義内容>

「君も犯罪者になる」

<担当者>

藤枝ロータリークラブ会長

宗教法人 心岳寺

住職 鈴木 舜光君



(担当/山田君)